

## 茨木市景観表彰実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市景観条例（平成24年茨木市条例第19号。第2において「条例」という。）第26条の規定による表彰（以下「表彰」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2 条例第26条第1項の規定による本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件についての表彰は、次に掲げる建築物、工作物その他の物件の所有者、設計者、工事施工者等を対象とする。

- (1) 伝統的なまちなみを維持・保全し、歴史的景観との調和が図られているもの
- (2) 地形や植生を活かし、自然景観との調和が図られているもの
- (3) 形態、意匠、色彩等を工夫し、周辺のまちなみとの調和が図られているもの
- (4) その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

2 条例第26条第2項の規定による本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる市民、事業者等による活動、功績等についての表彰は、次に掲げる活動、功績等の主体となった個人又は団体を対象とする。

- (1) 景観に対する意識の向上に寄与する活動
- (2) その他良好な景観の形成に寄与していると認められる活動、功績等

(被表彰者の公募等)

第3 市長は、表彰を実施しようとするときは、あらかじめ、被表彰者を公募するものとする。

2 市長は、前項の公募に応じたもののうちから、被表彰者を選考するものとする。

(表彰の方法)

第4 表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与して行う。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。